

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案 (職業安定法の特例)の概要

概 要

「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)等において、ハローワークの職業紹介業務について、平成20年度を目途に市場化テストを実施するとされたことを踏まえ、その実施に向け、**公共サービス改革法を改正し、官民の競争条件の均一化を確保しつつ、当該業務のうち一定範囲のものを民間事業者**に委託することができるものとするための措置を講ずる。

(注) 公共サービス改革法は、内閣府所管の法律

改正の内容

○ 公共サービス改革法第32条第1項の特定業務に、ハローワークの職業紹介業務を追加

- ・ 特定業務を実施する民間事業者が、特定業務を行う施設において職業紹介を行う場合は、**職業安定法第32条の11の規定(港湾運送業務及び建設業務の取扱い禁止)が適用されない。**

※ 公共サービス改革法第32条(職業安定法の特例)の趣旨

民間事業者(有料職業紹介事業者)は、職業安定法第32条の11の規定により港湾運送業務及び建設業務の取扱いが禁止されている一方、ハローワークはこれらの業務の取扱いが禁止されていない。そのため、官民の競争条件の均一化を確保する観点から、市場化テストとして特定業務を行う民間事業者については、当該規定を適用しないこととしているもの

新たに追加される特定業務の範囲

ハローワークの職業紹介業務を市場化テストの対象となる特定業務として規定する場合、ILO第88号条約違反とならないよう、その業務範囲には留意する必要あり



そのため、民間事業者が市場化テストとして実施する業務範囲を明確化して規定

「ハローワークの庁舎において、その職員が自ら職業紹介業務を行う窓口に併設する窓口において行う職業紹介業務」

※ 引き続き国の職員によるセーフティネットとしての職業紹介業務が行われることも法文上明記することで、ILO第88号条約違反との疑念を払拭

【市場化テストの実施形態】

